

J R 東海労幹関西地「申」第5号

2019年8月2日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「現車訓練における労働時間換算」に関する申し入れ

6月、新幹線運輸所職場の現車訓練において、乗務員に対し訓練時間の5分前に集合するよう掲示板及び配布資料で周知し、訓練時間外に集合させている事態が発生した。

会社の業務指示により、現車訓練時間の5分前に乗務員待機室に集合を掛けるように改善されたが、5分前に集合した全乗務員に対して会社の責任において「5分」の超勤処理としないのは、組合として看過出来ない重大な問題であると考えます。

よって以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 会社は、組合が5分の労働時間を加算するように求めたが「5分目途であるので、労働時間として換算しない」旨の回答があった。しかし、乗務員は5分前が集合時間であると認識し、指示に従い集合している。5分前集合の指示に従った全乗務員に対して「5分」の超勤処理をすること。
2. 今回の事態は、東海労組合員が管理者に指摘した以降は、訓練時間内で集合を掛けるように改善された。訓練時間内で行うよう改善した理由を明らかにすること。
3. 「集合時間」「乗務員への呼名点呼」「訓練配布資料の事前受け取り」「訓練内容の事前説明」等の会社指示は、全て労働時間内で行うこと。

以上